

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6328907号  
(P6328907)

(45) 発行日 平成30年5月23日(2018.5.23)

(24) 登録日 平成30年4月27日(2018.4.27)

(51) Int.Cl.

F 1

<b>G09F</b>	<b>3/00</b>	<b>(2006.01)</b>	GO 9 F	3/00	D
<b>G09F</b>	<b>3/02</b>	<b>(2006.01)</b>	GO 9 F	3/02	N
<b>G09F</b>	<b>3/10</b>	<b>(2006.01)</b>	GO 9 F	3/10	H
<b>B 42 D</b>	<b>11/00</b>	<b>(2006.01)</b>	B 42 D	11/00	E

請求項の数 1 (全 22 頁)

(21) 出願番号

特願2013-226141 (P2013-226141)

(22) 出願日

平成25年10月31日 (2013.10.31)

(65) 公開番号

特開2015-87559 (P2015-87559A)

(43) 公開日

平成27年5月7日 (2015.5.7)

審査請求日

平成28年10月25日 (2016.10.25)

(73) 特許権者 000110217

トッパン・フォームズ株式会社

東京都港区東新橋一丁目7番3号

(74) 代理人 100123788

弁理士 宮崎 昭夫

(74) 代理人 100127454

弁理士 緒方 雅昭

(72) 発明者 斎藤 信行

静岡県浜松市東区竜光町2番地の101

トッパン・フォームズ東海株式会社内

(72) 発明者 伊藤 祐穂

東京都港区東新橋一丁目7番3号 トッパン・フォームズ株式会社内

審査官 谷垣 圭二

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ラベル

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

第1の領域と第2の領域とが、連続した第1の切り離し線を介して連接した第1のシートと、

前記第1のシートの一方の面に貼着され、前記第1のシートとの貼着面とは反対側の面に粘着層を具備する第2のシートと、

前記粘着層によって第2のシートに剥離可能に貼着された第3のシートとを有し、

前記第1のシートが、前記第1の領域が前記第2のシートから剥離可能に構成されるとともに、前記第1の領域のうち、前記第1の切り離し線に沿う領域にて当該第1の領域の1つの角部を含むように設けられ、該第1の領域の前記第2のシートからの剥離を開始する剥離開始端部が、前記第2のシートに貼着されていない非貼着部となっており、前記第2のシートから前記第3のシートが剥離されて前記粘着層によって被着体に貼着されて使用されるラベルにおいて、

前記第1、第2及び第3のシートは、前記第1の領域と前記第2の領域との連接方向に直交する方向に、前記剥離開始端部を含む辺から延設した延設部を有し、

前記第1及び第2のシートは、前記剥離開始端部を含む辺に、連続した第2の切り離し線を有し、

前記第1の切り離し線が、前記非貼着部においてタイ部とスリット部と斜め切り込み部とからなり、

前記斜め切り込み部は、前記タイ部の前記剥離開始端部とは反対側に隣接するスリット

10

20

部の端部から連続し、該スリット部に対して前記第1の領域の内部に鈍角を有して斜めに延び、

前記第1のシートにおいて、前記第2の切り離し線が前記非貼着部にてマイクロミシンから構成されていることを特徴とするラベル。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、互いに貼着された2枚のシートの一部が剥離されるラベルに関し、特に、2枚のシートの一部を剥離しやすくしながらも、プリンタ等にて搬送する際に不用意に剥離してしまうことを回避する技術に関する。

10

【背景技術】

【0002】

従来より、配送物を配送する場合、配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報が印字された配送ラベルが用いられている。このような配送ラベルは、上述したような配送情報が印字され、裏面に塗工された粘着剤によって配送物に貼着されて使用される。そして、配送物が配送先に配送された後、配送物に貼着された配送ラベルの一部が配送ラベルから分離され、配送業者等にて持ち帰られることになる。

【0003】

図19は、一般的な配送ラベルの一例を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は上基材510の裏面の構成を示す図、(e)は下基材520の表面の構成を示す図である。

20

【0004】

本例は図19に示すように、剥離紙530上に下基材520と上基材510とが積層されて構成された配送ラベル501である。

【0005】

剥離紙530は、剥離台紙531の一方の面に剥離剤532が塗工されることによって構成されている。この剥離紙530の剥離剤532が塗工された面に下基材520が積層され、下基材520の裏面に塗工された粘着剤542によって下基材520が剥離紙530に剥離可能に貼着されている。

【0006】

30

上基材510は、配達票511と貼付票512とがスリット513を介して連接して構成されている。配達票511及び貼付票512のそれぞれには、この配送ラベル501が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報が印字される配送情報印字領域511a, 512aが設けられている。また、配達票511には、この配送ラベル501が貼着されて配送される配送物の配送先にて受領印を押下するための押印領域511bが設けられている。

【0007】

下基材520の表面にはその全面に粘着剤541が塗工されており、この粘着剤541によって下基材520に上基材510が貼着されているが、上基材510のうち配達票511の裏面にはその全面に剥離剤550が塗工されており、それにより、配達票511は下基材520に剥離可能に貼着されている。そして、配達票511の角部の1つを含む領域が、下基材520から配達票511を剥離する際の剥離開始端部511cとなっている。

40

【0008】

以下に、上記のように構成された配送ラベル501の使用方法について説明する。

【0009】

図20は、図19に示した配送ラベル501の使用方法を説明するための図である。

【0010】

図19に示した配送ラベル501は、まず、図20(a)に示すように、配達票511及び貼付票512のそれぞれに設けられた配送情報印字領域511a, 512aに、この

50

配送ラベル 501 が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報 511d, 512d が印字された後、下基材 520 が剥離紙 530 から剥離される。

#### 【0011】

下基材 520 が剥離紙 530 から剥離された配送ラベル 501 は、下基材 520 の裏面に塗工された粘着剤 542 が表出し、図 20 (b) に示すように、この粘着剤 542 によって配送物 502 に貼着される。

#### 【0012】

配送ラベル 501 が貼着された配送物 502 が、配送情報印字領域 511a, 512a に印字された配送情報 511d, 512d に従って配送先に届けられると、配達票 511 の押印領域 511b に受領印が押下され、図 20 (c), (d) に示すように、配達票 511 が、剥離開始端部 511c を剥離開始端として下基材 520 から剥離され、配送ラベル 501 から分離される。配達票 511 は、裏面に剥離剤 550 が塗工されていることにより下基材 520 から剥離できるとともに、貼付票 512 とはスリット 513 を介して連接しているため、配送ラベル 501 から分離することができる。

#### 【0013】

このように配送ラベル 501 から分離した配達票 511 は、配送業者等にて持ち帰られることになる。

#### 【0014】

上述した配送ラベル 501 においては、配送物 502 の配送先にて押印領域 511b に受領印が押下された後、配達票 511 が、剥離開始端部 511c を剥離開始端として下基材 520 から剥離されることになるため、剥離開始端部 511c が下基材 520 から剥離しやすい構造であることが好ましい。

#### 【0015】

ここで、伝票基材が粘着層によって剥離紙に剥離可能に貼着されて構成され、伝票基材にスリットによってラベルが分離可能に設けられたラベル付き配送伝票において、ラベルの一部に粘着層を設けないことで、ラベルを剥離紙から容易に剥離できるようにした構成が、例えば特許文献 1 に開示されている。

#### 【0016】

この構成を上述した配送ラベル 501 に適用し、下基材 520 の表面のうち、剥離開始端部 511c に対向する領域に粘着剤 541 を塗工しない構成とすることにより、配達票 511 を下基材 520 から容易に剥離することができるようになる。

#### 【先行技術文献】

#### 【特許文献】

#### 【0017】

【特許文献 1】特開 2002-175014 号公報

#### 【発明の概要】

#### 【発明が解決しようとする課題】

#### 【0018】

ところで、上述したように、配達票 511 及び貼付票 512 のそれぞれに設けられた配送情報印字領域 511a, 512a には、この配送ラベル 501 が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報 511d, 512d が印字されることになるが、その際、配送ラベル 501 がプリンタ内を搬送されることになる。

#### 【0019】

そのため、スリット 513 に接する領域において上基材 510 と下基材 520 とが貼着されていない部分が存在すると、その部分から上基材 510 が捲れ上がり、プリンタ内にて上基材 510 と下基材 520 とが剥離してしまい、紙づまり等が発生してしまう虞れがある。特に、配達票 511 を下基材 520 から剥離しやすくするためには、スリットに接する領域において上基材 510 と下基材 520 とが貼着されていない部分の面積を広くす

10

20

30

40

50

ることが好ましいが、その面積を広くするほど、上基材 510 が捲れ上がり、プリンタ内にて上基材 510 と下基材 520 とが剥離してしまう可能性が高くなってしまう。

【0020】

本発明は、上述したような従来の技術が有する問題点に鑑みてなされたものであって、その一部が剥離可能となるように貼着された 2 枚のシートを有するラベルにおいて、2 枚のシートの一部を剥離しやすくしながらも、プリンタにて搬送する際等にて 2 枚のシートが不用意に剥離してしまうことを回避することができるラベルを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0021】

上記目的を達成するために本発明は、

第 1 の領域と第 2 の領域とが、連続した第 1 の切り離し線を介して連接した第 1 のシートと、

前記第 1 のシートの一方の面に貼着され、前記第 1 のシートとの貼着面とは反対側の面に粘着層を具備する第 2 のシートと、

前記粘着層によって第 2 のシートに剥離可能に貼着された第 3 のシートとを有し、

前記第 1 のシートが、前記第 1 の領域が前記第 2 のシートから剥離可能に構成されるとともに、前記第 1 の領域のうち、前記第 1 の切り離し線に沿う領域にて当該第 1 の領域の 1 つの角部を含むように設けられ、該第 1 の領域の前記第 2 のシートからの剥離を開始する剥離開始端部が、前記第 2 のシートに貼着されていない非貼着部となっており、前記第 2 のシートから前記第 3 のシートが剥離されて前記粘着層によって被着体に貼着されて使用されるラベルにおいて、

前記第 1 、第 2 及び第 3 のシートは、前記第 1 の領域と前記第 2 の領域との連接方向に直交する方向に、前記剥離開始端部を含む辺から延設した延設部を有し、

前記第 1 及び第 2 のシートは、前記剥離開始端部を含む辺に、連続した第 2 の切り離し線を有し、

前記第 1 の切り離し線が、前記非貼着部においてタイ部とスリット部と斜め切り込み部とからなり、

前記斜め切り込み部は、前記タイ部の前記剥離開始端部とは反対側に隣接するスリット部の端部から連続し、該スリット部に対して前記第 1 の領域の内部に鈍角を有して斜めに延び、

前記第 1 のシートにおいて、前記第 2 の切り離し線が前記非貼着部にてマイクロミシンから構成されていることを特徴とする。

【0022】

上記のように構成された本発明においては、第 1 のシートの第 1 の領域を第 2 のシートから剥離する際、第 1 の領域のうち剥離開始端部が第 2 のシートに貼着されていない非貼着部となっていることにより、剥離開始端部を剥離開始端として第 1 の領域を第 2 のシートから剥離しやすくなっている。また、第 1 の領域は、第 2 のシートから剥離可能に構成されるとともに、第 2 の領域とは、連続した第 1 の切り離し線を介して連接していることにより、第 1 のシートのうち第 1 の領域のみを第 2 のシートから剥離することができるが、第 1 の切り離し線が、非貼着部にて部分的に途切れていることにより、非貼着部においても、第 1 の領域の一部が、第 2 のシートに貼着されている第 2 の領域に固定されていることになり、プリンタにて搬送する際等にて第 1 のシートと第 2 のシートとが不用意に剥離してしまうことが回避されることになる。

【0023】

また、非貼着部としては、第 1 の領域の角部のうち剥離開始端部を含む角部を頂点とした二等辺三角形の形状を有し、該二等辺三角形の等辺の長さが 10 mm 以上のものが考えられ、その場合、第 1 の切り離し線が途切れた部分の長さが、2 mm 以下であれば好ましい。

【0024】

10

20

30

40

50

また、第1、第2及び第3のシートが、第1の領域と第2の領域との連接方向に直交する方向に、剥離開始端部を含む辺から延設した延設部を有し、第1及び第2のシートが、剥離開始端部を含む辺に、連続した第2の切り離し線を有する構成において、第2の切り離し線が、非貼着部にて部分的に途切れていることで、上記同様に、第1の領域を第2のシートから剥離しやすくしながらも、プリンタにて搬送する際等にて第1のシートと第2のシートとが不用意に剥離してしまうことが回避されることになる。

【発明の効果】

【0025】

本発明によれば、第1の領域を第2のシートから剥離しやすくするための非貼着部にて、第1の領域と第2の領域とが連接している第1の切り離し線が部分的に途切れている構成としたため、第1のシートのうち第1の領域を第2のシートから剥離しやすくしながらも、プリンタにて搬送する際等において、第1のシートと第2のシートとが不用意に剥離してしまうことを回避することができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0026】

【図1】本発明のラベルの第1の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材の裏面の構成を示す図、(f)は下基材の表面の構成を示す図である。

【図2】図1に示した剥離開始端部の詳細な構成を示す図である。

20

【図3】図1に示した配送ラベルの作用を説明するための図である。

【図4】図1に示した配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

【図5】図1に示した配達票が貼付票から分離していく様子を説明するための図である。

【図6】本発明のラベルの第2の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材の裏面の構成を示す図、(f)は下基材の表面の構成を示す図である。

【図7】図6に示した剥離開始端部の詳細な構成を示す図である。

【図8】図6に示した配送ラベルの作用を説明するための図である。

【図9】図6に示した配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

30

【図10】本発明のラベルの第3の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は上基材の裏面の構成を示す図、(e)は下基材の表面の構成を示す図である。

【図11】図10に示した剥離開始端部の詳細な構成を示す図である。

【図12】図10に示した配送ラベルシートの作用を説明するための図である。

【図13】図10に示した配送ラベルシートの使用方法を説明するための図である。

【図14】図13に示した配送ラベルがスタブから分離していく様子を説明するための図である。

【図15】本発明のラベルの第4の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は上基材の裏面の構成を示す図、(e)は下基材の表面の構成を示す図である。

40

【図16】図15に示した剥離開始端部の詳細な構成を示す図である。

【図17】図15に示した配送ラベルシートの作用を説明するための図である。

【図18】図15に示した配送ラベルシートの使用方法を説明するための図である。

【図19】一般的な配送ラベルの一例を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は上基材の裏面の構成を示す図、(e)は下基材の表面の構成を示す図である。

【図20】図19に示した配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

【発明を実施するための形態】

【0027】

50

以下に、本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

【0028】

(第1の実施の形態)

図1は、本発明のラベルの第1の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材10の裏面の構成を示す図、(f)は下基材20の表面の構成を示す図である。

【0029】

本形態は図1に示すように、第3のシートである剥離紙30上に、第2のシートである下基材20と、第1のシートである上基材10とが積層されて構成された配送ラベル1である。上基材10と下基材20とは同一形状を有し、剥離紙30は、それよりも一回り大きな形状となっている。

10

【0030】

剥離紙30は、剥離台紙31の一方の面に剥離剤32が塗工されることによって構成されている。この剥離紙30の剥離剤32が塗工された面に下基材20が積層され、下基材20の裏面に塗工された粘着層を構成する粘着剤42によって下基材20が剥離紙30に剥離可能に貼着されている。

【0031】

上基材10は、第1の領域である配達票11と、第2の領域である貼付票12とが、連続した第1の切り離し線であるスリット13を介して連接して構成されている。配達票11及び貼付票12のそれぞれには、この配送ラベル1が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報が印字される配送情報印字領域11a, 12aが設けられている。また、配達票11には、この配送ラベル1が貼着されて配送される配送物の配送先にて受領印を押下するための押印領域11bが設けられている。

20

【0032】

上基材10は、配達票11の裏面の全面に剥離剤50が塗工されており、それにより、配達票11が下基材20から剥離可能に構成されている。配達票11は、その角部の1つを含む領域が、下基材20からの配達票11の剥離を開始する剥離開始端部11cとなっている。

30

【0033】

下基材20の表面においては、剥離開始端部11cに対向する領域が、非貼着部であるのり抜き部15となっており、のり抜き部15を除く全面に粘着剤41が塗工され、この粘着剤41によって下基材20に上基材10が貼着されている。

【0034】

これにより、上基材10のうち配達票11が下基材20に剥離可能に貼着され、さらに、配達票11のうち剥離開始端部11cが下基材20に貼着されていない構成となっている。

【0035】

また、配達票11と貼付票12とは、スリット13を介して連接しているが、剥離開始端部11cの一部には、スリット13の代わりにジッパー部14が設けられている。

40

【0036】

ここで、剥離開始端部11cの詳細な構成について詳細に説明する。

【0037】

図2は、図1に示した剥離開始端部11cの詳細な構成を示す図である。

【0038】

図2に示すように、下基材20の表面においては、剥離開始端部11cに対向する領域が、非貼着部であるのり抜き部15(図中「×」で示す)となっている。また、その一部に、スリット13の代わりにジッパー部14が設けられている。

【0039】

50

ジッパー部 14 は、配達票 11 と貼付票 12 とがスリット 13 を介さずに連接したタイ部 14 b と、タイ部 14 b の剥離開始端部 11 c を含む角部とは反対側に隣接するスリット 13 の端部から連続し、配達票 11 の内部に鈍角を有して斜めに延びた斜め切り込み部 14 a とから構成されている。

## 【0040】

のり抜き部 15 は、配達票 11 の角部のうち剥離開始端部 11 c を含む角部を頂点とした二等辺三角形の形状を有している。そして、剥離開始端部 11 c を含む角部からタイ部 14 b までの長さ a が 5 mm、タイ部 14 b の長さ b が 2 mm、のり抜き部 15 の等辺の長さ c が 15 mm 程度となっている。

## 【0041】

これにより、スリット 13 は、のり抜き部 15 にて部分的に途切れた構成となっており、このスリット 13 が途切れた部分に、タイ部 14 b と斜め切り込み部 14 a とからなるジッパー部 14 が設けられていることになる。すなわち、スリット 13 が途切れた部分には、配達票 11 と貼付票 12 とがスリット 13 を介さずに連接した連続部となるタイ部 14 b と、スリット 13 が途切れた 2 つの端部のうち、配達票 11 の剥離開始端部 11 c を含む角部から遠い側の端部から連続し、スリット 13 に対して配達票 11 の内部に鈍角を有して斜めに延びた切り込み部となる斜め切り込み部 14 a とが設けられていることになる。なお、タイ部 14 b の長さ b は 2 mm 以下、のり抜き部 15 の等辺の長さ c は 10 mm 以上が好ましい。

## 【0042】

以下に、上記のように構成された配送ラベル 1 の作用について説明する。

## 【0043】

図 3 は、図 1 に示した配送ラベル 1 の作用を説明するための図であり、のり抜き部 15 近傍の断面を示す。なお、図 3 においては、剥離紙 30 の構成及び粘着剤 42 の図示は省略している。

## 【0044】

上述したように、図 1 に示した配送ラベル 1 においては、配達票 11 及び貼付票 12 のそれぞれに設けられた配送情報印字領域 11 a, 12 a に、この配送ラベル 1 が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報 11 d, 12 d が印字される際、プリンタ内を搬送されることになる。なお、図 1 に示した配送ラベル 1 は、プリンタ内において配達票 11 と貼付票 12 の連接方向に搬送されるものとする。

## 【0045】

ここで、配達票 11 のうち剥離開始端部 11 c は、のり抜き部 15 となっていることから下基材 20 に貼着されていないため、プリンタ内を搬送された場合、スリット 13 から捲れ上がっててしまう虞れがある。ところが、図 1 に示した配送ラベル 1 は、上述したように、のり抜き部 15 の一部に、スリット 13 の代わりにジッパー部 14 が設けられているため、のり抜き部 15 においても、配達票 11 の剥離開始端部 11 c が、下基材 20 に貼着されている貼付票 12 にタイ部 14 b によって固定されていることになる。それにより、図 3 に示すように、例えば、プリンタ内にて湾曲しながら搬送された場合であっても、配達票 11 が捲れ上がることがなくなり、プリンタ内にて上基材 10 と下基材 20 とが剥離してしまうことが回避されることになる。

## 【0046】

以下に、上記のように構成された配送ラベル 1 の使用方法について説明する。

## 【0047】

図 4 は、図 1 に示した配送ラベル 1 の使用方法を説明するための図である。

## 【0048】

図 1 に示した配送ラベル 1 は、まず、図 4 (a) に示すように、配達票 11 及び貼付票 12 のそれぞれに設けられた配送情報印字領域 11 a, 12 a に、この配送ラベル 1 が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報 1

10

20

30

40

50

1 d , 12 d が印字された後、下基材 20 が剥離紙 30 から剥離される。なお、配送ラベル 1 に配送情報 11 d , 12 d が印字される際、上述したように、ジッパー部 14 によって上基材 10 の下基材 20 からの不用意な剥離が回避される。

【0049】

下基材 20 が剥離紙 30 から剥離された配送ラベル 1 は、下基材 20 の裏面に塗工された粘着剤 42 が表出し、図 4 (b) に示すように、この粘着剤 42 によって被着体である配送物 2 に貼着される。

【0050】

配送ラベル 1 が貼着された配送物 2 が、配送情報印字領域 11 a , 12 a に印字された配送情報 11 d , 12 d に従って配送先に届けられると、配達票 11 の押印領域 11 b に受領印が押下され、図 4 (c) , (d) に示すように、配達票 11 が、剥離開始端部 11 c を剥離開始端として下基材 20 から剥離され、配送ラベル 1 から分離される。この際、剥離開始端部 11 c は、のり抜き部 15 となっていることから下基材 20 に貼着されていないため、剥離開始端部 11 c と下基材 20 との間に指を容易に挿入することができ、配達票 11 を下基材 20 から容易に剥離し始めることができる。ここで、剥離開始端部 11 c においては、ジッパー部 14 のタイ部 14 b が存在している。そのため、タイ部 14 b の位置が、剥離開始端部 11 c を含む角部に近すぎた場合、剥離開始端部 11 c と下基材 20 との間に指を挿入しにくくなってしまう。反対に、タイ部 14 b の位置が、剥離開始端部 11 c を含む角部から遠すぎた場合は、上述したように上基材 10 の下基材 20 からの不用意な剥離を回避する効果が得にくくなってしまう。このように、タイ部 14 b の位置は、トレードオフの関係となっているとも言えるため、上基材 10 や下基材 20 の材質や大きさ、また、施される処理等に応じて適宜設定することが好ましい。

【0051】

図 5 は、図 1 に示した配達票 11 が貼付票 12 から分離していく様子を説明するための図である。

【0052】

配達票 11 を、剥離開始端部 11 c を剥離開始端として下基材 20 から剥離しながら貼付票 12 から分離していく、配達票 11 と貼付票 12 との分離部分が、スリット 13 のうち剥離開始端部 11 c を含む角部から延びた部分のタイ部 14 b 側の端部に達すると、図 5 (a) に示すように、配達票 11 が裂けてその破断部分 16 が配達票 11 の分離方向 ( 図中右上に向かう方向 ) に延びていく。

【0053】

ところが、破断部分 16 が延びる方向には、ジッパー部 14 の斜め切り込み部 14 a が存在するため、図 5 (b) に示すように破断部分 16 がこの斜め切り込み部 14 a に繋がり、それにより、その後スリット 13 に沿って配達票 11 が貼付票 12 から分離することになる。

【0054】

配送ラベル 1 から分離した配達票 11 は、配送業者等にて持ち帰られることになる。

【0055】

このように、本形態においては、配達票 11 の下基材 20 からの剥離を開始する剥離開始端部 11 c がのり抜き部 15 となって下基材 20 に貼着されておらず、剥離開始端部 11 c の一部に、配達票 11 と貼付票 12 とが接続しているスリット 13 の代わりに、タイ部 14 b を有するジッパー部 14 を設けたことにより、配達票 11 を下基材 20 から剥離しやすくしながらも、プリンタにて搬送する際等において、上基材 10 と下基材 20 とが不用意に剥離してしまうことを回避することができる。

【0056】

( 第 2 の実施の形態 )

図 6 は、本発明のラベルの第 2 の実施の形態を示す図であり、(a) は正面図、(b) は (a) に示した A - A' 断面図、(c) は (a) に示した B - B' 断面図、(d) は (a) に示した C - C' 断面図、(e) は上基材 110 の裏面の構成を示す図、(f) は下

10

20

30

40

50

基材 120 の表面の構成を示す図である。

【0057】

本形態は図 6 に示すように、第 1 の実施の形態に示したものに対して、ジッパー部 14 の代わりにマイクロミシン 114 が設けられている点のみが異なるものである。

【0058】

図 7 は、図 6 に示した剥離開始端部 111c の詳細な構成を示す図である。

【0059】

図 7 に示すように、下基材 120 の表面においては、剥離開始端部 111c に対向する領域が、非貼着部であるのり抜き部 115 (図中「×」で示す) となっている。また、その一部に、スリット 113 の代わりにマイクロミシン 114 が設けられている。 10

【0060】

マイクロミシン 114 は、細かな孔が微細な間隔で直線上に並んで構成されている。

【0061】

のり抜き部 115 は、第 1 の実施の形態にて示したものと同様に、配達票 111 の角部のうち剥離開始端部 111c を含む角部を頂点とした二等辺三角形の形状を有している。そして、剥離開始端部 111c を含む角部からマイクロミシン 114 までの長さ a が 5 m m、マイクロミシン 114 の長さ b が 2 m m、のり抜き部 115 の等辺の長さ c が 15 m m 程度となっている。

【0062】

このように、のり抜き部 115 にてスリット 113 の代わりにマイクロミシン 114 が設けられることにより、スリット 113 がのり抜き部 115 にて部分的に途切れた構成となっており、マイクロミシン 114 の 2 つの孔間ににおいて、配達票 111 と貼付票 112 とが繋がった状態となっている。なお、マイクロミシン 114 の長さ b は 2 m m 以下、のり抜き部 115 の等辺の長さ c は 10 m m 以上が好ましい。 20

【0063】

以下に、上記のように構成された配送ラベル 101 の作用について説明する。

【0064】

図 8 は、図 6 に示した配送ラベル 101 の作用を説明するための図であり、のり抜き部 115 近傍の断面を示す。なお、図 8 においては、剥離紙 130 の構成及び粘着剤 142 の図示は省略している。 30

【0065】

図 8 に示した配送ラベル 101 においては、第 1 の実施の形態にて示したものと同様に、配達票 111 及び貼付票 112 のそれぞれに設けられた配送情報印字領域 111a, 1112a に、この配送ラベル 101 が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報 111d, 112d が印字される際、プリンタ内を搬送されることになる。なお、図 8 に示した配送ラベル 101 は、プリンタ内において配達票 111 と貼付票 112 の連接方向に搬送されるものとする。

【0066】

ここで、配達票 111 のうち剥離開始端部 111c は、のり抜き部 115 となっていることから下基材 120 に貼着されていないため、プリンタ内を搬送された場合、スリット 113 から捲れ上がってしまう虞れがある。ところが、図 8 に示した配送ラベル 101 は、上述したように、のり抜き部 115 の一部に、スリット 113 の代わりにマイクロミシン 114 が設けられており、マイクロミシン 114 の 2 つの孔間ににおいて、配達票 111 と貼付票 112 とが繋がった状態となっているため、のり抜き部 115 においても、配達票 111 の剥離開始端部 111c が、下基材 120 に貼着されている貼付票 112 に固定されていることになる。それにより、図 8 に示すように、例えば、プリンタ内にて湾曲しながら搬送された場合であっても、配達票 111 が捲れ上がることがなくなり、プリンタ内にて上基材 110 と下基材 120 とが剥離してしまうことが回避されることになる。 40

【0067】

以下に、上記のように構成された配送ラベル 101 の使用方法について説明する。

50

## 【0068】

図9は、図6に示した配送ラベル101の使用方法を説明するための図である。

## 【0069】

図6に示した配送ラベル101は、まず、図9(a)に示すように、配達票111及び貼付票112のそれぞれに設けられた配送情報印字領域111a, 112aに、この配送ラベル101が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報111d, 112dが印字された後、下基材120が剥離紙130から剥離される。なお、配送ラベル101に配送情報111d, 112dが印字される際、上述したように、マイクロミシン114によって上基材110の下基材120からの不用意な剥離が回避される。

10

## 【0070】

下基材120が剥離紙130から剥離された配送ラベル101は、下基材120の裏面に塗工された粘着剤142が表出し、図9(b)に示すように、この粘着剤142によって配送物102に貼着される。

## 【0071】

配送ラベル101が貼着された配送物102が、配送情報印字領域111a, 112aに印字された配送情報111d, 112dに従って配送先に届けられると、配達票111の押印領域111bに受領印が押下され、図9(c), (d)に示すように、配達票111が、剥離開始端部111cを剥離開始端として下基材120から剥離され、配送ラベル101から分離される。この際、剥離開始端部111cは、のり抜き部115となっていることから下基材120に貼着されていないため、剥離開始端部111cと下基材120との間に指を容易に挿入することができ、配達票111を下基材120から容易に剥離し始めることができる。ここで、剥離開始端部111cにおいては、マイクロミシン114が存在している。そのため、マイクロミシン114の位置が、剥離開始端部111cを含む角部に近すぎた場合、剥離開始端部111cと下基材120との間に指を挿入しにくくなってしまう。反対に、マイクロミシン114の位置が、剥離開始端部111cを含む角部から遠すぎた場合は、上述したように上基材110の下基材120からの不用意な剥離を回避する効果が得にくくなってしまう。このように、マイクロミシン114の位置は、トレードオフの関係となっているとも言えるため、上基材110や下基材120の材質や大きさ、また、施される処理等に応じて適宜設定することが好ましい。

20

## 【0072】

配達票111を、剥離開始端部111cを剥離開始端として下基材120から剥離しながら貼付票112から分離していき、配達票111と貼付票112との分離部分が、スリット113のうち剥離開始端部111cを含む角部から伸びた部分のマイクロミシン114側の端部に達すると、配達票111が配達票111の分離方向に裂けていくようとするが、マイクロミシン114は上述したように、細かな孔が微細な間隔で直線上に並んで構成されているため、細かな孔どうしが繋がり、それにより、配達票111が貼付票112から分離することになる。

30

## 【0073】

配送ラベル101から分離した配達票111は、配送業者等にて持ち帰られることになる。

40

## 【0074】

このように、本形態においては、配達票111の下基材120からの剥離を開始する剥離開始端部111cがのり抜き部115となって下基材120に貼着されておらず、剥離開始端部111cの一部に、配達票111と貼付票112とが連接しているスリット113の代わりに、マイクロミシン114を設けたことにより、配達票111を下基材120から剥離しやすくしながらも、プリンタにて搬送する際等において、上基材110と下基材120とが不用意に剥離してしまうことを回避することができる。

## 【0075】

(第3の実施の形態)

50

図10は、本発明のラベルの第3の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は上基材210の裏面の構成を示す図、(e)は下基材220の表面の構成を示す図である。

【0076】

本形態は図10に示すように、第1の実施の形態にて示した配送ラベル201がマトリックス状に4つ並んで連接し、さらに、延設部となるスタブ217が連接してなる配送ラベルシート200である。

【0077】

4つの配送ラベル201は、上基材210及び下基材220に形成されたスリット213bを介して連接している。 10

【0078】

スタブ217は、2列に並んだ配送ラベル201のうち一方の列の2つの配送ラベル201の剥離開始端部211cを含む辺から、上基材210、下基材220及び剥離紙230が延設することで、2つの配送ラベル201に連接しており、この連接部分には、上基材210及び下基材220に第2の切り離し線となるスリット213bが形成されている。

【0079】

さらに、スリット213bは、剥離開始端部211cのそれぞれにて部分的に途切れており、その領域にはスリット213bの代わりにジッパー部218が設けられている。 20

【0080】

図11は、図10に示した剥離開始端部211cの詳細な構成を示す図である。

【0081】

図11に示すように、下基材220の表面においては、剥離開始端部211cに対向する領域が、非貼着部であるのり抜き部215(図中「×」で示す)となっている。また、その一部に、スリット213a, 213bの代わりにそれぞれジッパー部214, 218が設けられている。

【0082】

ジッパー部214は、配達票211と貼付票212とがスリット213aを介さずに連接したタイ部214bと、タイ部214bの剥離開始端部211cを含む角部とは反対側に隣接するスリット213aの端部から連続し、配達票211の内部に鈍角を有して斜めに延びた斜め切り込み部214aとから構成されている。 30

【0083】

ジッパー部218は、配達票211どうし及び下基材220の配達票211に対向する領域どうし、または配達票211及び下基材220の配達票211に対向する領域とスタブ217とがスリット213bを介さずに連接したタイ部218bと、タイ部218bの剥離開始端部211cを含む角部とは反対側に隣接するスリット213bの端部から連続し、配達票211の内部に鈍角を有して斜めに延びた斜め切り込み部218aとから構成されている。

【0084】

のり抜き部215は、配達票211の角部のうち剥離開始端部211cを含む角部を頂点とした二等辺三角形の形状を有しており、のり抜き部215の等辺の長さc, fが15mm程度となっている。また、剥離開始端部211cを含む角部からタイ部214bまでの長さaが5mm、タイ部214bの長さbが2mm程度となっており、剥離開始端部211cを含む角部からタイ部218bまでの長さdが3mm、タイ部218bの長さeが2mm程度となっている。 40

【0085】

これにより、スリット213a, 213bは、のり抜き部215にて部分的に途切れた構成となっており、このスリット213a, 213bが途切れた部分に、タイ部214b, 218bと斜め切り込み部214a, 218aとからなるジッパー部214, 218が

それぞれ設けられていることになる。すなわち、スリット 213a が途切れた部分には、配達票 211 と貼付票 212 とがスリット 213a を介さずに連接した連続部となるタイ部 214b と、スリット 213a が途切れた 2 つの端部のうち、配達票 211 の剥離開始端部 211c を含む角部から遠い側の端部から連続し、スリット 213a に対して配達票 211 の内部に鈍角を有して斜めに延びた切り込み部となる斜め切り込み部 214a とが設けられていることになる。また、スリット 213b が途切れた部分には、配達票 211 どうし及び下基材 220 の配達票 211 に対向する領域どうし、または配達票 211 及び下基材 220 の配達票 211 に対向する領域とスタブ 217 とがスリット 213b を介さずに連接した連続部となるタイ部 218b と、スリット 213b が途切れた 2 つの端部のうち、配達票 211 の剥離開始端部 211c を含む角部から遠い側の端部から連続し、スリット 213b に対して配達票 211 の内部に鈍角を有して斜めに延びた切り込み部となる斜め切り込み部 218a とが設けられていることになる。なお、タイ部 214b の長さ b は 2 mm 以下、のり抜き部 215 の等辺の長さ c は 10 mm 以上が好ましい。

#### 【0086】

以下に、上記のように構成された配送ラベルシート 200 の作用について説明する。

#### 【0087】

図 12 は、図 10 に示した配送ラベルシート 200 の作用を説明するための図であり、のり抜き部 215 近傍の断面を示す。なお、図 12 においては、剥離紙 230 の構成及び粘着剤 242 の図示は省略している。

#### 【0088】

図 10 に示した配送ラベルシート 200においては、第 1 の実施の形態にて示したものと同様に、配送ラベル 201 のそれぞれについて、配達票 211 及び貼付票 212 のそれぞれに設けられた配送情報印字領域 211a, 212a に、その配送ラベル 201 が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報 211d, 212d が印字される際、プリンタ内を搬送されることになる。なお、図 10 に示した配送ラベルシート 200 は、プリンタ内において、スタブ 217 側が先端となって搬送されるものとする。

#### 【0089】

ここで、配達票 211 のうち剥離開始端部 211c は、のり抜き部 215 となっていることから下基材 220 に貼着されていないため、プリンタ内を搬送された場合、スタブ 217 との連接部分において、配達票 211 がスリット 213b から捲れ上がってしまう虞れがある。ところが、図 10 に示した配送ラベルシート 200 は、上述したように、のり抜き部 215 の一部に、スリット 213b の代わりにジッパー部 218 が設けられているため、のり抜き部 215 においても、配達票 211 の剥離開始端部 211c が、スタブ 217 にタイ部 218b によって固定されることになる。それにより、図 12 (a) に示すように、例えば、プリンタ内にて湾曲しながら搬送された場合であっても、スタブ 217 との連接部分において、配達票 211 がスリット 213b から捲れ上がることがなくなり、プリンタ内にて上基材 210 と下基材 220 とが剥離してしまうことが回避されることになる。

#### 【0090】

また、2 つの配送ラベル 201 の配達票 211 が連接した部分においても同様に、配達票 211 がスリット 213b から捲れ上がってしまう虞れがある。ところが、図 10 に示した配送ラベルシート 200 は、上述したように、のり抜き部 215 の一部に、スリット 213b の代わりにジッパー部 218 が設けられているため、のり抜き部 215 においても、配達票 211 の剥離開始端部 211c が、連接する配達票 211 の下基材 220 に貼着されている部分にタイ部 218b によって固定されていることになる。それにより、図 12 (b) に示すように、例えば、プリンタ内にて湾曲しながら搬送された場合であっても、2 つの配送ラベル 201 の配達票 211 が連接した部分において、配達票 211 がスリット 213b から捲れ上がることがなくなり、プリンタ内にて上基材 210 と下基材 220 とが剥離してしまうことが回避されることになる。このような作用を鑑みた場合、図

10

20

30

40

50

10 (a) 中右側の列の配送ラベル201に対して、その配送ラベル201に図10(a)中左側に隣接する配送ラベル201においても、本発明における延設部を構成することになる。

**【0091】**

また、上記のような作用は、配送ラベルシート200の搬送方向に直交する方向についても生じる場合があり、その場合は、第1の実施の形態にて示したものと同様に、ジッパー部214によって、配達票211がスリット213aから捲れ上がるが回避されることになる。

**【0092】**

以下に、上記のように構成された配送ラベルシート200の使用方法について説明する。

**【0093】**

図13は、図10に示した配送ラベルシート200の使用方法を説明するための図である。

**【0094】**

図13に示した配送ラベルシート200は、まず、図13(a)に示すように、配送ラベル201のそれぞれについて、配達票211及び貼付票212のそれぞれに設けられた配送情報印字領域211a, 212aに、配送ラベル201が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報211d, 212dが印字された後、配送ラベル201毎に、下基材220が剥離紙230から剥離されて配送ラベルシート200から分離される。またそれにより、配送ラベル201はスタブ217から分離される。なお、配送ラベル201に配送情報211d, 212dが印字される際、上述したように、ジッパー部218によって上基材210の下基材220からの不用意な剥離が回避される。

**【0095】**

図14は、図13に示した配送ラベル201がスタブ217から分離していく様子を説明するための図である。

**【0096】**

配送ラベル201を、貼付票212側を剥離開始端として剥離紙230から剥離しながらスタブ217から分離していくと、配送ラベル201とスタブ217との分離部分が、スリット213bのタイプ218b側の端部に達すると、図14(a)に示すように、配送ラベル201が裂けてその破断部分216が配送ラベル201の分離方向(図中右上に向かう方向)に延びていく。

**【0097】**

ところが、破断部分216が延びる方向には、ジッパー部218の斜め切り込み部218aが存在するため、図14(b)に示すように破断部分216がこの斜め切り込み部218aに繋がり、それにより、その後スリット213bに沿って配送ラベル201がスタブ217から分離することになる。

**【0098】**

下基材220が剥離紙230から剥離されて配送ラベルシート200から分離した配送ラベル201は、下基材220の裏面に塗工された粘着剤242が表出し、図13(b)に示すように、この粘着剤242によって配送物202に貼着される。

**【0099】**

配送ラベル201が貼着された配送物202が、配送情報印字領域211a, 212aに印字された配送情報211d, 212dに従って配送先に届けられると、配達票211の押印領域211bに受領印が押下され、図13(c), (d)に示すように、第1の実施の形態にて示したものと同様に、配達票211が、剥離開始端部211cを剥離開始端として下基材220から剥離され、配送ラベル201から分離される。

**【0100】**

配送ラベル201から分離した配達票211は、配送業者等にて持ち帰られることにな

10

20

30

40

50

る。

【0101】

このように、本形態においては、配達票211の下基材220からの剥離を開始する剥離開始端部211cがのり抜き部215となって下基材220に貼着されておらず、剥離開始端部211cの一部に、配達票211どうし及び下基材220の配達票211に対向する領域どうし、または配達票211及び下基材220の配達票211に対向する領域とスリット213bとが連接しているスリット213bの代わりに、タイ部218bを有するジッパー部218を設けたことにより、配達票211を下基材220から剥離しやすくなしながらも、プリンタにて搬送する際等において、上基材210と下基材220とが不用意に剥離してしまうことを回避することができる。また、配達票211と貼付票212とが連接しているスリット213aの代わりに、タイ部214bを有するジッパー部214を設けたことによっても、同様の効果を奏する。

【0102】

(第4の実施の形態)

図15は、本発明のラベルの第4の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は上基材310の裏面の構成を示す図、(e)は下基材320の表面の構成を示す図である。

【0103】

本形態は図15に示すように、第3の実施の形態に示したものに対して、ジッパー部218の代わりに2つのマイクロミシン318が設けられている点のみが異なるものである。

【0104】

図16は、図15に示した剥離開始端部311cの詳細な構成を示す図である。

【0105】

図16に示すように、下基材320の表面においては、剥離開始端部311cに対向する領域が、非貼着部であるのり抜き部315(図中「×」で示す)となっている。また、その一部に、スリット313aの代わりにジッパー部314が設けられるとともに、スリット313bの代わりにマイクロミシン318が設けられている。

【0106】

ジッパー部314は、配達票311と貼付票312とがスリット213aを介さずに連接したタイ部314bと、タイ部314bの剥離開始端部311cを含む角部とは反対側に隣接するスリット313aの端部から連続し、配達票311の内部に鈍角を有して斜めに延びた斜め切り込み部314aとから構成されている。

【0107】

マイクロミシン318は、細かな孔が微細な間隔で直線上に並んで構成されている。

【0108】

のり抜き部315は、第1の実施の形態にて示したものと同様に、配達票311の角部のうち剥離開始端部311cを含む角部を頂点とした二等辺三角形の形状を有している。

【0109】

このように、のり抜き部315において、スリット313aの代わりにジッパー部314が設けられるとともに、スリット313bの代わりにマイクロミシン318が設けられることにより、スリット313a, 313bがのり抜き部315にて部分的に途切れた構成となっている。

【0110】

以下に、上記のように構成された配送ラベルシート300の作用について説明する。

【0111】

図17は、図15に示した配送ラベルシート300の作用を説明するための図であり、のり抜き部315近傍の断面を示す。なお、図17においては、剥離紙330の構成及び粘着剤342の図示は省略している。

10

20

30

40

50

## 【0112】

図15に示した配送ラベルシート300においては、第1の実施の形態にて示したものと同様に、配送ラベル301のそれぞれについて、配達票311及び貼付票312のそれぞれに設けられた配送情報印字領域311a, 312aに、その配送ラベル301が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報311d, 312dが印字される際、プリンタ内を搬送されることになる。なお、図15に示した配送ラベルシート300は、プリンタ内において、スタブ317側が先端となって搬送されるものとする。

## 【0113】

ここで、配達票311のうち剥離開始端部311cは、のり抜き部315となっていることから下基材320に貼着されていないため、プリンタ内を搬送された場合、スタブ317との連接部分において、配達票311がスリット313bから捲れ上がってしまう虞れがある。ところが、図15に示した配送ラベルシート300は、上述したように、のり抜き部315の一部に、スリット313bの代わりに2つのマイクロミシン318が設けられており、マイクロミシン318の2つの孔間において、配達票311がスタブ317に繋がった状態となっているため、のり抜き部315においても、配達票311の剥離開始端部311cが、スタブ217によって固定されていることになる。それにより、図17(a)に示すように、例えば、プリンタ内にて湾曲しながら搬送された場合であっても、スタブ317との連接部分において、配達票311がスリット313bから捲れ上がることがなくなり、プリンタ内にて上基材310と下基材320とが剥離してしまうことが回避されることになる。

## 【0114】

また、2つの配送ラベル301の配達票311が連接した部分においても同様に、配達票311がスリット313bから捲れ上がってしまう虞れがある。ところが、図15に示した配送ラベルシート300は、上述したように、のり抜き部315の一部に、スリット313bの代わりに2つのマイクロミシン318が設けられており、マイクロミシン318の2つの孔間において、配達票311が、それに連接する配達票311に繋がった状態となっているため、のり抜き部315においても、配達票311の剥離開始端部311cが、それに連接する配達票311の下基材320に貼着されている部分に固定されていることになる。それにより、図17(b)に示すように、例えば、プリンタ内にて湾曲しながら搬送された場合であっても、2つの配送ラベル301の配達票311が連接した部分において、配達票311がスリット313bから捲れ上がることがなくなり、プリンタ内にて上基材310と下基材320とが剥離してしまうことが回避されることになる。

## 【0115】

また、上記のような作用は、配送ラベルシート300の搬送方向に直交する方向についても生じる場合があり、その場合は、第3の実施の形態にて示したものと同様に、ジッパー部314によって、配達票311がスリット313aから捲れ上がる事が回避されることになる。

## 【0116】

以下に、上記のように構成された配送ラベルシート300の使用方法について説明する。

## 【0117】

図18は、図15に示した配送ラベルシート300の使用方法を説明するための図である。

## 【0118】

図15に示した配送ラベルシート300は、まず、図18(a)に示すように、配送ラベル301のそれぞれについて、配達票311及び貼付票312のそれぞれに設けられた配送情報印字領域311a, 312aに、配送ラベル301が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報311d, 312dが印字された後、配送ラベル301毎に、下基材320が剥離紙330から剥離されて配送ラベ

10

20

30

40

50

ルシート300から分離される。またそれにより、配送ラベル301はスタブ317から分離される。なお、配送ラベル301に配送情報311d, 312dが印字される際、上述したように、マイクロミシン318によって上基材310の下基材320からの不用意な剥離が回避される。

【0119】

下基材320が剥離紙330から剥離されて配送ラベルシート300から分離した配送ラベル301は、下基材320の裏面に塗工された粘着剤342が表出し、図18(b)に示すように、この粘着剤342によって配送物302に貼着される。

【0120】

配送ラベル301が貼着された配送物302が、配送情報印字領域311a, 312aに印字された配送情報311d, 312dに従って配送先に届けられると、配達票311の押印領域311bに受領印が押下され、図18(c), (d)に示すように、第3の実施の形態にて示したものと同様に、配達票311が、剥離開始端部311cを剥離開始端として下基材320から剥離され、配送ラベル301から分離される。

【0121】

配送ラベル301から分離した配達票311は、配送業者等にて持ち帰られることになる。

【0122】

このように、本形態においては、配達票311の下基材320からの剥離を開始する剥離開始端部311cがのり抜き部315となって下基材320に貼着されておらず、剥離開始端部311cの一部に、配達票311どうし及び下基材320の配達票311に対向する領域どうし、または配達票311及び下基材320の配達票311に対向する領域とスタブ317とが連接しているスリット313bの代わりに、マイクロミシン318を設けたことにより、配達票311を下基材320から剥離しやすくしながらも、プリンタにて搬送する際等において、上基材310と下基材320とが不用意に剥離してしまうことを回避することができる。また、配達票311と貼付票312とが連接しているスリット313aの代わりに、ジッパー部314を設けたことによっても、同様の効果を奏する。

【0123】

なお、スリットが部分的に途切れた構成としては、上述したようなジッパー部やマイクロミシンではなく、単純なタイのみでもよい。また、ジッパー部やマイクロミシンの数は、上述した実施の形態にて示したものに限らないが、配送ラベルや配達票の分離しやすさを考慮すると、剥離開始端部の辺の長さに対して、タイを合計した長さの比率が、1~3割程度であることが望ましい。

【0124】

また、上述した実施の形態においては、上基材の裏面に塗工された剥離剤と下基材の表面に塗工された粘着剤とによって配達票が下基材に剥離可能に貼着されているが、感圧接着剤等、貼着後の剥離が可能となる接着剤を用いて、配達票を下基材に剥離可能に貼着した構成としてもよい。

【符号の説明】

【0125】

1, 101, 201, 301	配送ラベル
2, 102, 202, 302	配送物
10, 110, 210, 310	上基材
11, 111, 211, 311	配達票
11a, 12a, 111a, 112a, 211a, 212a, 311a, 312a	

配送情報印字領域

11b, 111b, 211b, 311b	押印領域
11c, 111c, 211c, 311c	剥離開始端部
11d, 12d, 111d, 112d, 211d, 212d, 311d, 312d	

配送情報

10

20

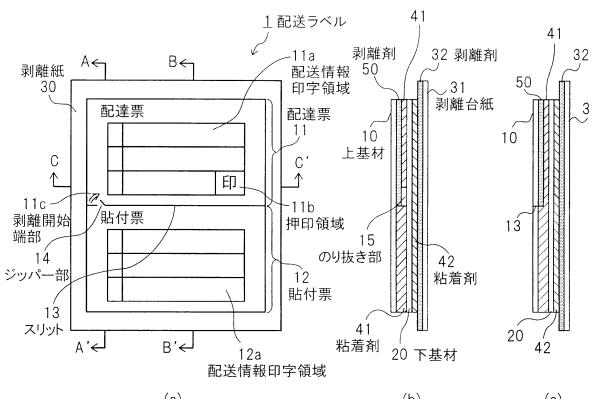
30

40

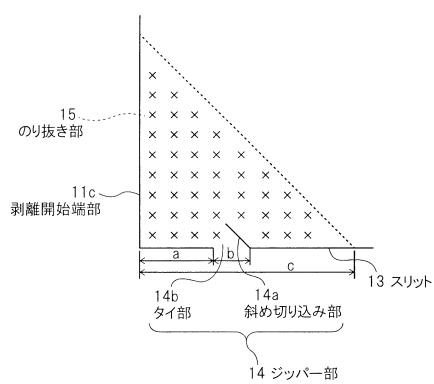
50

1 2 , 1 1 2 , 2 1 2 , 3 1 2	貼付票
1 3 , 1 1 3 , 2 1 3 a , 2 1 3 b , 3 1 3 a , 3 1 3 b	スリット
1 4 , 2 1 4 , 2 1 8 , 3 1 4	ジッパー部
1 4 a , 2 1 4 a , 2 1 8 a , 3 1 4 a	斜め切り込み部
1 4 b , 2 1 4 b , 2 1 8 b , 3 1 4 b	タイ部
1 5 , 1 1 5 , 2 1 5 , 3 1 5	のり抜き部
1 6 , 2 1 6	破断部分
2 0 , 1 2 0 , 2 2 0 , 3 2 0	下基材
3 0 , 1 3 0 , 2 3 0 , 3 3 0	剥離紙
3 1 , 1 3 1 , 2 3 1 , 3 3 1	剥離台紙
3 2 , 5 0 , 1 3 2 , 1 5 0 , 2 3 2 , 2 5 0 , 3 3 2 , 3 5 0	剥離剤
4 1 , 4 2 , 1 4 1 , 1 4 2 , 2 4 1 , 2 4 2 , 3 4 1 , 3 4 2	粘着剤
1 1 4 , 3 1 8	マイクロミシン
2 0 0 , 3 0 0	配達ラベルシート

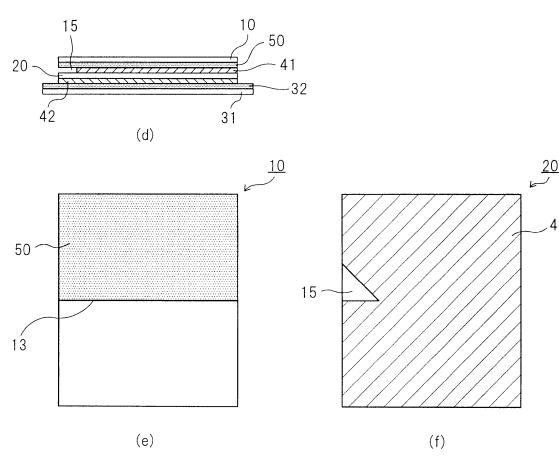
(  1 )



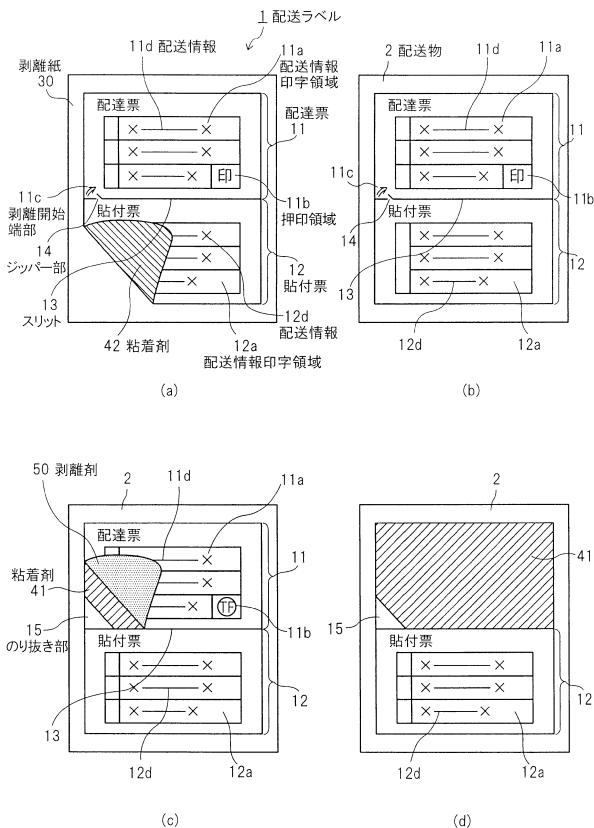
〔 図 2 〕



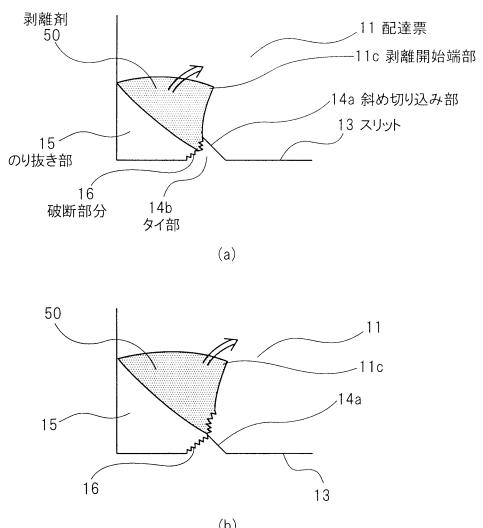
【圖 3】



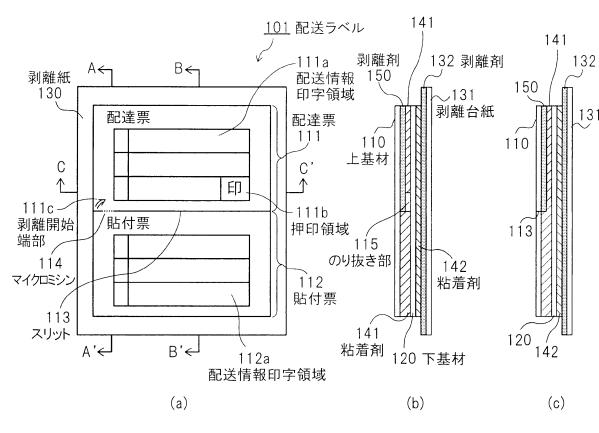
【図4】



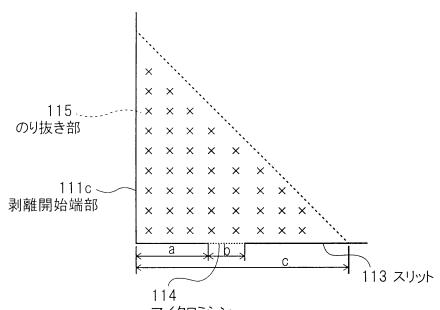
【図5】



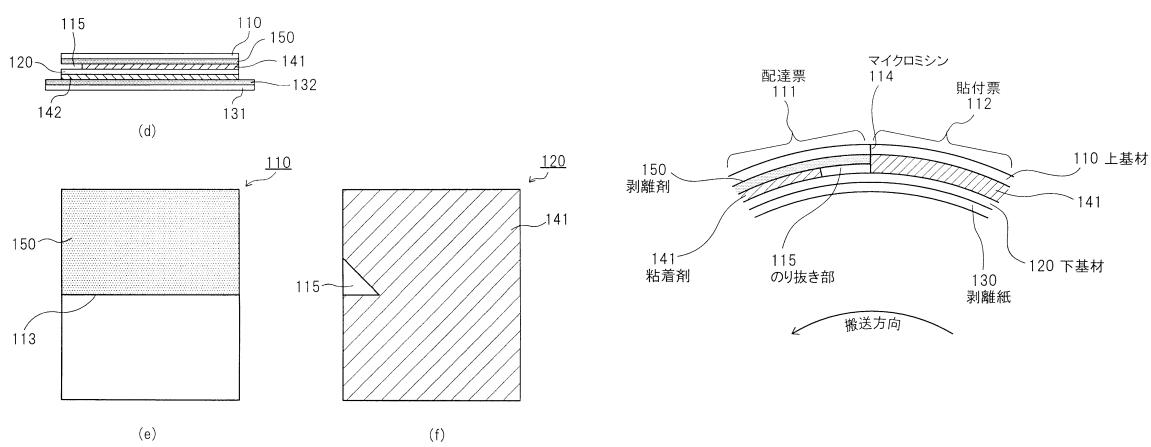
【図6】



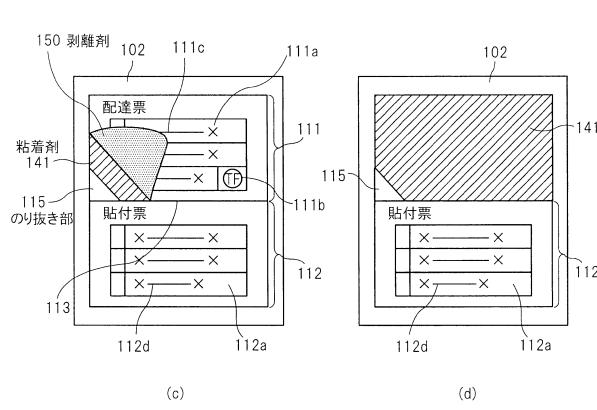
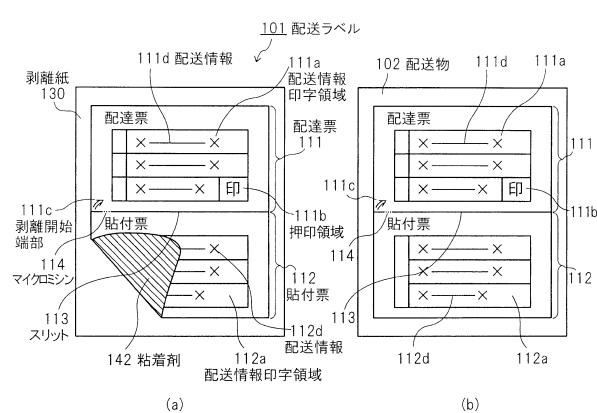
【図7】



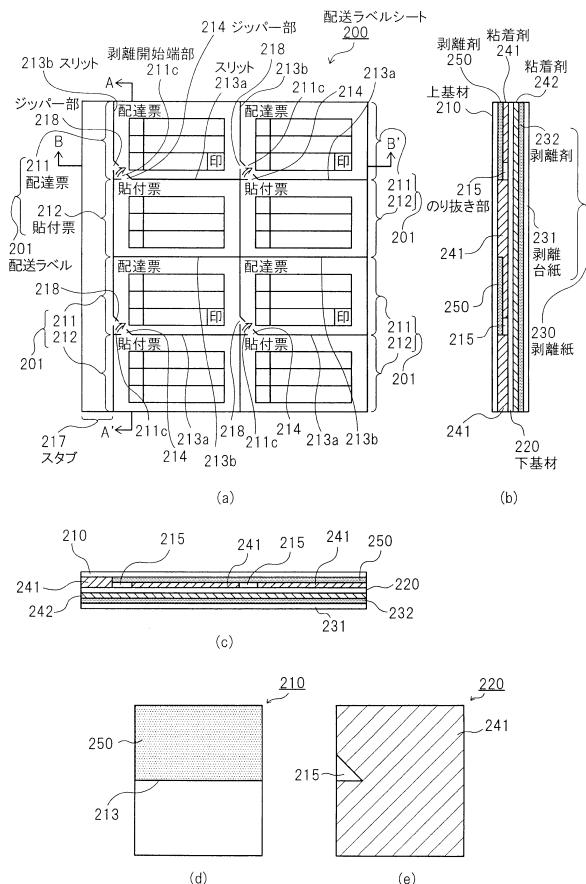
【図8】



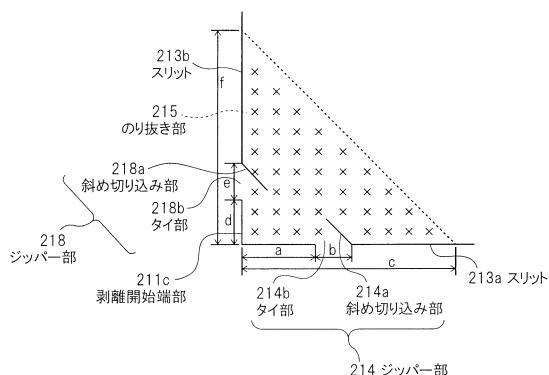
【図9】



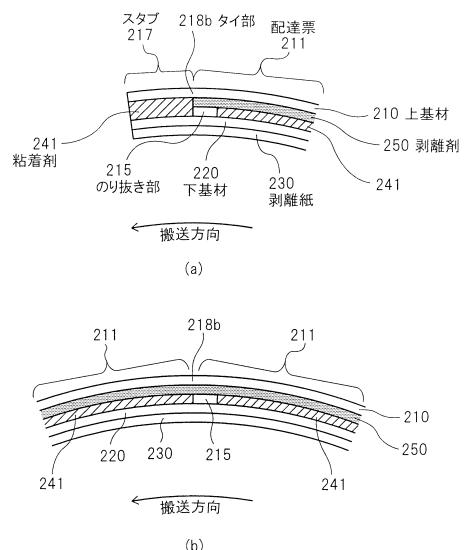
【図10】



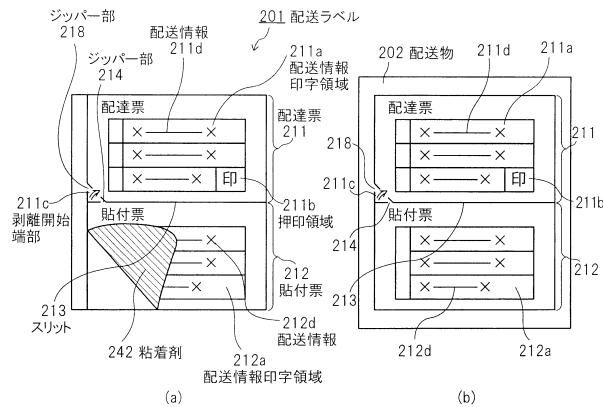
【図11】



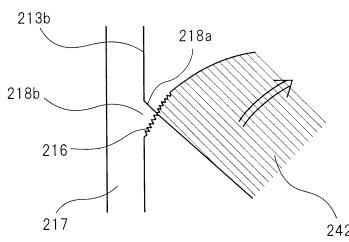
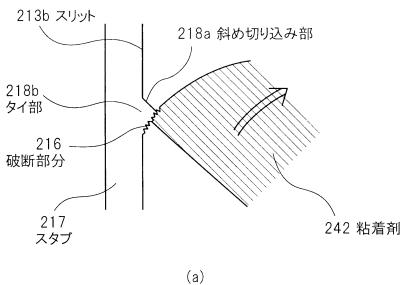
【図12】



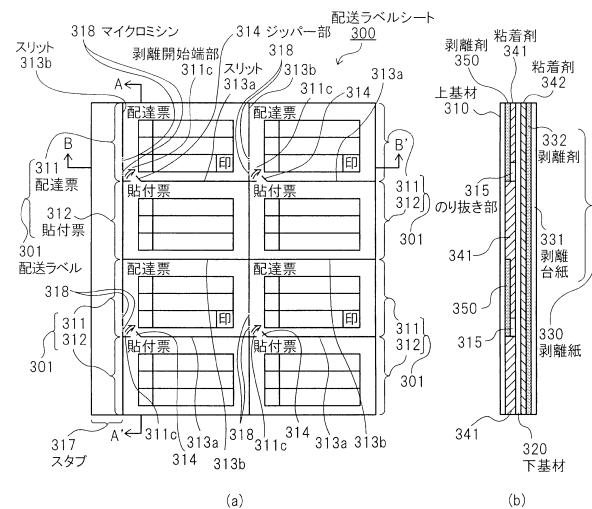
【図 1 3】



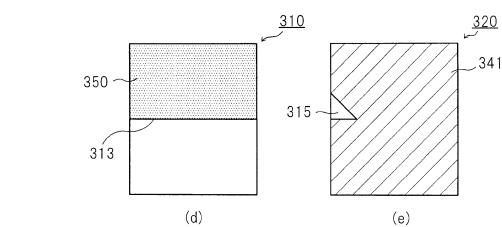
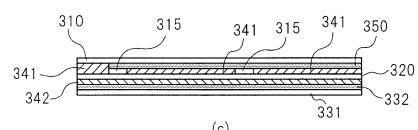
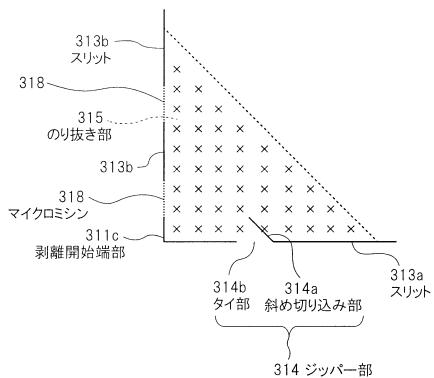
### 【図14】



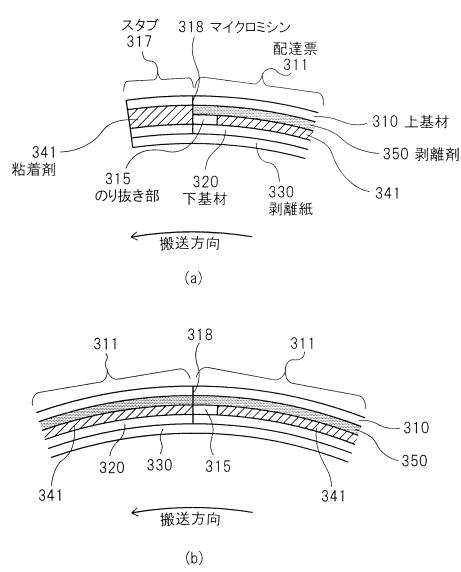
【図15】



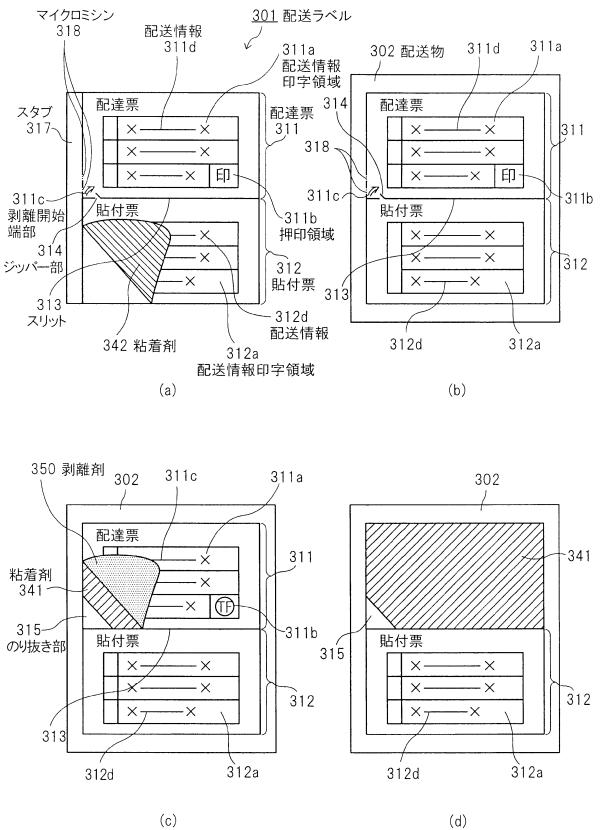
## 【図16】



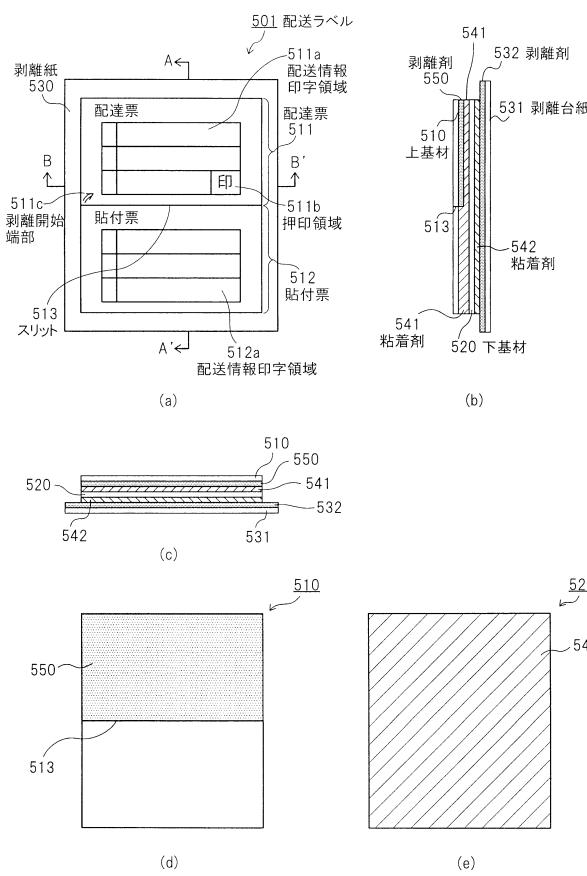
【図17】



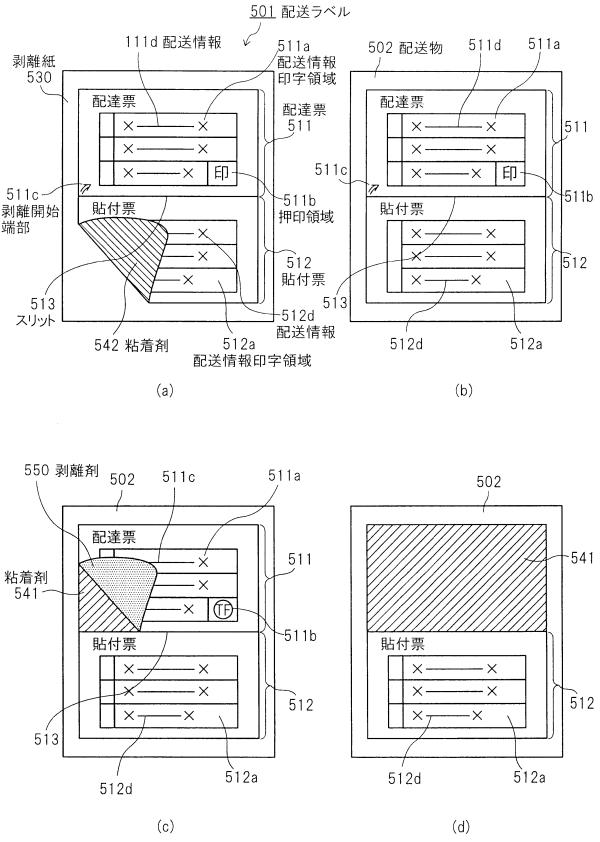
【 図 1 8 】



【図19】



【 図 2 0 】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2012-196843(JP, A)  
特開2001-353987(JP, A)  
特開2007-290278(JP, A)  
特開2000-218965(JP, A)  
米国特許第06254952(US, B1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 09 F 3 / 00 - 3 / 20  
B 42 D 11 / 00